

不 要 地 調 書

整理番号		農業委員会名 又は地区名	
土地等の表示	所在・地番		
	種目・数量	(実測面積 m ²)	
	(備 考)		
取得年月日・根拠	昭和 年 月 日・買収(条) ・所管換 ・所属替		
不要地認定該当号	旧農地法施行令第16条第1項第 号		
現 況	区 域 区 分	都市計画法 第7条による区分	・市街化 区域 () (有・無)
		そ の 他	第 種農地()
	利 用 状 況	貸 付 け	条・昭和 年 月 日・貸付書No.
		相 手 方 住所・氏名	
		未 貸 付	
公共利用計画	有・無	事業主体	用 途
不要地認定をすべき 具体的理由			
旧 所 有 者	住 所 (買収令書の住所)		
	氏 名 (名 称) (買収令書の氏名・名称)		()
添 付 資 料	買収令書写し・旧所有者確認資料・承継人確認資料・土地登記簿謄本・ 関係図面 枚 不要地認定の理由 証明関係書類 通 ・現況(カラー)写真 葉 ・その他()		
調 査 年 月 日	現地調査	平成 年 月 日	調書作成 平成 年 月 日
備 考	(旧農地法施行令第16条第2項の規定による意見・・・別紙のとおり)		

(記載要領)

- 1 「整理番号」は都道府県ごとに一連番号とすること。
- 2 「土地等の表示」は、買収令書の表示と異なるときその理由（例：町名改正、区画整理換地、分合筆）、経過、残地等について（備考）欄に記入する。
また、（実測面積）は、測量士が作成した地積の測量図により記入するものとする。
- 3 「取得根拠」は該当を○で囲み、買収についてはその条項を記入する。
- 4 「区域区分」は該当欄を○で囲み、市街化区域にあつては都市計画法第8条第1項の地域地区の名称（たとえば住居地域、工業地域等）を括弧内に記入し、市街化調整区域にあつては農業振興地域に該当の有無によって○印し、その他にあつては農地転用許可基準による区分を記入し括弧内に参考事項（たとえば土地改良事業施行区域内等）を記入すること。
- 5 「利用状況」は該当を○で囲み、貸付け中のものは貸付けの根拠条項、貸付けの始期、相手方名を記入し、未貸付けのものは未貸付けとなった経緯、現況等（無断使用されているときはその氏名も）を記入すること。
- 6 「公共利用計画」は該当を○で囲み有の場合は事業主体及び用途を記入する。
- 7 「不要地認定をすべき具体的理由」はなるべく理由の発生日（たとえば市街化区域決定の日、災害発生日等）も記入し、特に旧令第16条第1項第7号該当とすべき場合は詳細に記入すること。また、同条第1号、第1号の2、第2号にあつては当該地区に関する直近の土地配分計画の公示年月日（当該地区の土地配分計画が公示されていない場合にはその旨を記入。）及び土地配分計画から除外されている理由等について記入すること。
- 8 買収令書に記載された名義と土地登記簿等が異なるときは買収令書の住所・名義を（ ）書きし、その理由（婚姻、養子縁組、商号変更、死亡、吸収合併、合併設立等）を記入すること。
- 9 「添付資料」は、次により整備し、添付したものを○で囲み、記載順にとじ合わせて不要地調書に添付すること。
 - (1) 買収令書写し……すべての場合
 - (2) 旧所有者確認資料……旧所有者の氏名が買収令書と異なる場合
 - (3) 承継入確認資料……被買収者が死亡した場合で承継人調査を完了しているとき
又は調査中のとき
 - (4) 土地登記簿謄本等……買収令書と不要地の表示が異なる場合
 - (5) 関係図面
 - ① 不要地認定が土地の一部に係るものである場合（分筆図）又は位置を図示することが適当な場合（位置図）等
 - ② 開拓の不要地の認定については、地区の位置及びその地区名を明らかにした縮尺5万分の1又は2万5千分の1の地形図を添付すること。また、開拓不要地及びその付近の地勢が明らかな縮尺5千分の1程度以上の図面に不要地認定の土地を図示した概要図
 - (6) 不要地認定の証明関係書類……都市計画法第14条第1項に規定する図書の写しの抜粋、土地区画整理関係書類、都市計画法第35条の開発許可の写し等認定の理由が書面のみによって証することができる場合
 - (7) 現況（カラー）写真……現況の判断に写真が適当と認められる場合
- 10 「調査年月日」は、現地調査を行ったものについてはその年月日を、現地調査を要しないものについてはこの調書の作成年月日のみを記入すること。
- 11 「備考」は、旧施行令第16条第1項第7号に該当する場合には同条第2項の意見書の添付の有無を記入するほか、その他参考となる事項を記入すること。

様式例第7号の2

旧農地法第80条第1項の認定について

番 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長 印

年 月 日付け 第 号をもって送付があった不要地調書に記載された土地等は、旧令第16条第1項第 号に該当するものと認められ、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により認定したので通知します。

なお、認定した土地等について別添写しのとおり農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第17条の通知を行ったので御了知ください。

（なお、認定した土地等の売払い手続きを進めるために必要な下記事項について、よろしくお取り計らいください。）

記

（記載要領）

- 1 農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第17条の通知書の写しを添付しないときは、なお書を（ ）のとおりとし、記としては、不要地の区分によって、
 - ① 旧令第17条による通知書の交付（知事を経由して交付することが適当なとき。）
 - ② 転用者への買受けの勧奨
 - ③ 入札の公告等依頼する事項を記入する。
- 2 経営局長が通知する場合にあっては、「により認定した」を「による農林水産大臣の認定があった」とし、なお書の「認定した」を「認定があった」とする。

開 拓 不 要 地 の 各 筆 調 書

地区名

区 分	所 在										種 類	数 量			取 得 の 対 価	取 得 の 根 拠	旧所有者等の氏 名又は名称及び 住所		旧法第 80条第 1項の 認定年 月日	公 共 利 用 の 有 無	買受申込者		摘 要
	買 収 時					現 在						台 帳 面 積 (㎡)	実 測 面 積 (㎡)	図 面 No.			住 所	氏 名 又 は 名 称			住 所	氏 名 又 是 名 称	
	都 道 府 県	郡 市	町 村	大 字	字 番	郡 市	町 村	大 字	字 番	見 込 地 番													

(記載要領)

- 1 本表は、旧所有者又はその一般承継人に対して旧令第17条の通知を要する場合及び旧令第17条の通知を要しない場合とで、それぞれ必要事項を記載する。
- 2 区分欄には、土地、立木竹、建物及び工作物の区分を記載する。
- 3 所在欄の「買収時」欄には、買収の際の所在を記載し、買収後町村界の変更又は見込地番の設定等を行った場合には、それによる所在を「現在」欄に記載する。
- 4 「種類」欄には、土地にあつては地目を立木竹等にあつては樹種等を記載する。
- 5 「数量」欄には、不要地の確定測量の結果及び確定測量図の番号を入れる。
- 6 「取得の対価」欄には、その土地等の買収対価を記載する。
- 7 「取得の根拠」欄には、その土地等の取得根拠条文を記載する。
- 8 「旧所有者等の氏名又は名称及び住所」欄には旧所有者の氏名及び一般承継人(全員)の住所及び氏名又は名称を記載し、その確認資料を添付する。
- 9 「公共利用の有無」欄には公共利用関係を記載する。
- 10 「買受申込者」欄には売払通知書の名あて人の住所及び氏名を記載する。

旧農地法施行令第17条による通知書

番
平成 年 月 日住所
氏名 殿

地方農政局長 印

下記国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、当該土地の買収前の所有者（の一般承継人）であるあなたに売り払うことになったので、買受けを希望される場合は、公告した日（平成 年 月 日）から6か月以内に別添の買受申込書を当該土地の所在する都道府県を管轄する地方農政局の担当課へ提出してください。

なお、6か月を経過したときは、買い受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。

記

財産の所在・字・地番	台帳地目	台帳地積	現況（貸付相手方）	備考
		m ²		

(留意事項)

- 1 売払いの価格は、廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第1条の規定により時価の7/10となります。ただし、売払地に耕作権等がある場合には、その権利相当割合が控除されます。
算式＝（買受申込書提出の時の平方メートル当り更地（建物等の地上物件及び使月収益を制約する権利がない土地）の時価×実測面積×（1－権利割合）×7/10）
- 2 決定した売払価格が、60万円を超えるときは、その額によって即納金（最低60万円）の残額について、その金額により最高5年間の延納が認められます。（別表参照）
- 3 この売払いについては、廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法において公共用又は公用への活用が要望されており、売払いを受けた土地を公共団体等に譲渡した場合は課税上の優遇措置があることを申し添えます。

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 別表は、「国有財産法第31条第2項の規定による大蔵大臣との協議について」（昭和46年7月28日付け46農地B第1543号農地局長通知）の別紙とする。
- 3 売払予定地が、土地区画整理事業施行区域内にあるとき、地形狭長等単独利用困難なものであるとき等個別に相手方に了知させたい事項がある場合には、この通知書にその事項を附記すること。
- 4 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

国 有 財 産 買 受 申 込 書

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

住 所

氏 名

印

下記により、国有財産〔 国有農地等
開拓財産 〕の売払いを受けたいので、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により、買受けの申込みを致します。

記

- 1 買受けを希望する国有財産の表示 合計 筆 平方メートル
- 2 用途
- 3 希望する所有権の移転の期日 売払通知書の指定する期日による。
(なるべく平成 年 月 日)
- 4 希望する対価 地方農政局長の定める額とする。
- 5 希望する対価の支払いの方法
一時払い（納入告知書の指定するところによる。）
延納（年賦・半年賦・四半期賦）（ただし延納の基準に該当するとき。）
- 6 その他の買受けの条件
 - (1) 売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納したとき（延納の特約によるときは即納金を納入したとき）は、売払財産はなんらの引渡し手段を用いないで買受申込者に引渡されたものとする。
 - (2) 売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、原則として、この売払いは地方農政局長が発行する売払解除通知書により解除されても異存がないこと。
 - (3) やむを得ない理由により売払いの対価を納期限までに完納できないときは、未納代金について納期日の翌日から納付の日までの間、年利5パーセントの割合による延滞金を支払うこと。
 - (4) 買受申込者は、この売払通知書発行のときから売払財産の所有権の移転のときまでの間において、当該財産が地方農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には、売払いの対価の減免の請求をしないこと。
 - (5) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するもの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。
 - (6) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及

び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

- (7) 農林水産大臣は、買受申込者の(5)及び(6)に定める公序良俗に反する使用等に関して、農林水産大臣が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。
- ② 買受申込者は、農林水産大臣から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を農林水産大臣に報告しなければならないこと。
- ③ 買受申込者は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。
- (8) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として農林水産大臣に支払わなければならないこと。
- ア (7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の1割に相当する額
- イ (5)及び(6)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の3割に相当する額
- (9) 農林水産大臣は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。
- (10) 農林水産大臣は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、売払いを解除することができること。
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (11) 農林水産大臣は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除をすることができること。
- ア 暴力的な要求行為
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- オ その他前各号に準ずる行為
- (12) 買受申込者は、(10)各号及び(11)各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。
- (13) 農林水産大臣は、(9)から(11)までに定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還金には利息が付されないこと。
- ② 農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しないこと。
- ③ 農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者

が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。

- (14) 買受申込者は、農林水産大臣が (9) から (11) までの規定により解除権を行使したときは、農林水産大臣の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、農林水産大臣が売払物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができること。
- ② 買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として売払解除時の時価により減損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。
- ③ 買受申込者は、第1項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、農林水産大臣の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を農林水産大臣に提出しなければならないこと。
- (15) 農林水産大臣は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(8)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。
- (16) 国は、(13)の第1項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が(8)に定める違約金又は(14)の第2項若しくは(15)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。

国有財産買受申込書の記載及び提出上の注意事項

- 1 国有財産買受申込書の提出部数は正・副2部とし、買受けを希望する土地の所在する都道府県を管轄する地方農政局の担当課に提出して下さい。
- 2 買受申込者が2名以上のときは、連記によってさしつかえありません。
- 3 買受申込者が買収前の所有者の一般承継人（以下「承継人」という。）であるときは、その承継関係を証する戸籍謄本等を添付して下さい。
- 4 住民票、固定資産税課税台帳、戸籍の謄本等の公的書類によって旧所有者等であることの証明が困難な場合は、買収当時の住所地へ郵送された郵便物、同窓会名簿などの旧所有者等であることが確認できるものを添付してください。
- 5 承継人が2名以上であって、それぞれの買受けるべき持分又は部分を特定して買受けの申込みをされるときは、承継人全員による各自の持分又は部分を定めた協議書及びその協議書に係る印鑑証明書を添付して下さい。
- 6 売払いの対価は、次により地方農政局長が定めます。
 - (1) 買受申込者が旧所有者等（買収前の所有者又はその一般承継人をいう。以下同じ）の場合
……………買受申込みがあった時の時価の7/10
 - (2) 買受申込者が旧所有者等でない場合……………売払通知をする時の時価

（注）時価は、主として不動産鑑定士等の鑑定評価額によりますので、買受けを希望する土地の所在する近隣地域における通常の取引事例価格、地価公示法による公示価格等が価格水準として参考になります。
- 7 用途は、買受申込者が旧所有者等でない場合には具体的な利用計画を記載して下さい。
なお、買受申込者が旧所有者等の場合で、具体的な利用計画がないときは記載を要しません。
- 8 希望する対価の支払い方法は、希望する方法を○で囲んで下さい。
ただし、延納を希望されても売払価格が60万円以下の場合是一時払いとなります。また、売払価格からみて延納に該当するときは、別途延納申請書を提出していただき、買受者の収入、資産等を検討の上決定しますので、希望されても必ずしも延納にならないことがありますのであらかじめご了承ください。
- 9 希望する所有権の移転の期日は、売払いの対価が完納された日（延納の場合は即納金が納入された日）とするため、売払通知書にはこれに添付する納入告知書の指定納期限と同一の日付け（納入告知書の発行の日から20日以内の日）を所有権移転の期日とする予定でおります。
従って、特に買受資金の準備の都合上（たとえば定期預金の満期日、売掛金の回収見込期日等）売払いの対価の納期を特定したいときは、その期日を（ ）の内に記入して下さい。ただし、買受け申込みの日から1年を超えることはできません。
- 10 買受申込者が旧所有者等でないときは、その他買受けの条件として買受申込書の記の6に掲げられた条件のうち、(3)の全文を抹消して下さい。
- 11 訂正又は抹消した部分には、必ず訂正印を押印して下さい。

（記載要領）

- 1 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 2 本様式には、別紙1の様式例第14号の13の暴力団排除に関する誓約書を添付させること。
ただし、旧法第80条第2項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の6の(10)から(16)までの条件を削除することができる。この場合において、別紙1の様式例第14号の13の記の1及び2を削除した誓約書を添付させることができる。

様式例第7号の6

耕作権等の権利割合調査書

(別紙1の様式例第15号の1に添付)

事 項	調 査 結 果
1 管 理 区 分	(1) 農耕貸付中 (第 条) 貸付書 (貸付通知書) 番号・年月日 (年 月 日 第 号) (2) 転用貸付中 (第 条) 転用貸付通知書 番号・年月日 (年 月 日 第 号) (3) 未貸付け ()
2 貸 付 相 手 方 (使 用 者)	住 所 氏 名
3 買 収 時 从 現 在 ま だ の 経 緯	(係争の有無・貸付けの変更・無断使用の事情等)
4 当 該 地 の 所 在 す る 地 域 に お け る 地 域 慣 行 の 権 利 割 合	(1) 耕作権割合 % (適用範囲) (2) 借地権割合 % (適用範囲) (注) (1)の割合は、地元農業委員会、都道府県農業会議、 その他 () の意見を参考とした。 (2)の割合は、
5 その他	(3の事情に対する事情修正に係る意見等)

(記載要領)

- 1 管理区分は該当する番号を○で囲み貸付条項、貸付けの年月及び貸付書(通知書)の番号を記入する。未貸付けについては()内に現況を記入する。
- 2 買収時から現在までの経緯は、買収当時の耕作者がそのまま継続しているときは記入を要しない。
- 3 権利割合の(1)は、その聴取先又は調査の方法を(注)に記入し、その割合が適用されている範囲(たとえば〇〇市周辺農村部一帯、県北部、県下一円等)を記入する。
- 4 権利割合の(2)は、特に相続税課税評価基準における借地権割合が、地域の実情からみて不相当と認められるときに(1)に準じて記入する。
- 5 1の(1)又は(2)に該当し、4の(1)又は(2)の割合をそのまま適用して差し支えないときは、当該欄の記入を要しない。

国有財産売払通知書

番 号
平成 年 月 日

資格・旧所有者（又はその一般承継人）

住 所

氏 名

地方農政局長 印

平成 年 月 日付け買受け申込みに係る農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第2項の規定に該当する国有財産は、同条の規定に基づき、下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記は、当方が囑託しますから、別添の納入告知書により売払代金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記囑託請求書を提出してください。

記

- 1 売払いをする国有財産の表示 合計 筆 m²
- 2 所有権の移転の期日 売払いの対価の納入があった日
- 3 売払いの対価 金〇〇円
- 4 対価の支払いの方法 年 月 日までに別添納入告知書により納入すること。
- 5 用途
- 6 その他売払いの条件

- (1) 売払いの対価が納期限までに完納された場合には、売払財産はなんらの引渡手段を用い
ないで、その所有権移転の期日に買受申込者に引き渡されたものとする。
- (2) 売払いの対価を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの
対価を納入できなかった場合を除き、この売払いは地方農政局長の発行する売払解除通知
書により解除されること。
- (3) 買受申込者は、やむを得ない理由により売払いの対価を納期限までに完納できないとき
は未納代金について納期日の翌日から納付の日までの間年利5%の割合による延滞金を支
払うこと。
- (4) 買受申込者は、この売払通知書発行のときから売払財産の所有権移転のときまでにおい
て、当該財産が地方農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場
合には売払対価の減免の請求をしないこと。

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び
代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 売払の対価が廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第1条の規定に
より算出した額である場合には、売払価格計算書（様式例第7号の16）を添付する。
- 3 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては
「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

国有財産売払通知書

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長 印

平成 年 月 日付け買受け申込みに係る国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定に基づき、下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記は、当方が囑託しますので、別添の納入告知書により売払代金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記囑託請求書を提出してください。

記

- 1 売払いをする国有財産の表示 合計 筆 m²
- 2 所有権の移転の期日 売払いの対価の納入があった日
- 3 売払いの対価 金〇〇円
- 4 対価の支払いの方法 年 月 日までに別添納入告知書により納入すること。
- 5 用途
- 6 その他売払いの条件
 - (1) 売払いの対価（及び貸付料）が納期限までに完納された場合には、売払財産はなんらの引渡手段を用いなくて、その所有権移転の期日に買受申込者に引き渡されたものとする。
 - (2) 売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、この売払いは地方農政局長の発行する売払解除通知書により解除されること。
 - (3) 買受申込者は、この売払通知書発行のときから売払財産の所有権移転のときまでにおいて、当該財産が地方農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には、売払対価の減免の請求をしないこと。
 - (4) 買受人は、売払財産を所有権の移転期日の翌日から10年間は、5に定める用途に供すること。
 - (5) 買受人は、(4)の条件を履行できない事態が生じたときは、売払財産を地方農政局長に返還すること。ただし、売払いを受けた道路等に代わるべき道路等の設置又は都市計画に係る事業の施行に伴う用途の廃止若しくは変更についてあらかじめ地方農政局長の同意を得た場合には、この限りでない。
 - (6) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。
 - (7) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、

同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

- (8) 農林水産大臣は、買受申込者の(6)及び(7)に定める公序良俗に反する使用等に関して、農林水産大臣が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。
- ② 買受申込者は、農林水産大臣から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を農林水産大臣に報告しなければならないこと。
- ③ 買受申込者は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。
- (9) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として農林水産大臣に支払わなければならないこと。
 - ア (8)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の1割に相当する 額
 - イ (6)及び(7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の3割に 相当する額
- (10) 農林水産大臣は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。
- (11) 農林水産大臣は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、売払いを解除することができること。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (12) 農林水産大臣は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除をすることができること。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- (13) 買受申込者は、(11)各号及び(12)各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。
- (14) 農林水産大臣は、(10)から(12)までに定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還金には利息が付されないこと。
- ② 農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しないこと。
- ③ 農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。

- (15) 買受申込者は、農林水産大臣が (10) から (12) までの規定により解除権を行使したときは、農林水産大臣の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、農林水産大臣が売払物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができること。
- ② 買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として売払解除時の時価により減損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。
- ③ 買受申込者は、第1項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、農林水産大臣の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を農林水産大臣に提出しなければならないこと。
- (16) 農林水産大臣は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(9)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。
- (17) 国は、(14)の第1項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が(9)に定める違約金又は(15)の第2項若しくは(16)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 第7の7により用途指定をする場合には、様式例第6号の4を付加すること。
- 3 第7の5の(1)のエのなお書により取得原価で売払う場合は、その他の売払いの条件として、(4)及び(5)の条件を付すこと。
- 4 旧法第80条第2項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の6の(11)から(17)までの条件を削除することができる。
- 5 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

売払区分	
------	--

国有財産売払通知書（延納特約用）

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長 印

平成 年 月 日付け買受け申込みに係る（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第2項の規定に該当する）国有財産は、（同条の規定に基づき）下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記及び担保物権に対する抵当権設定登記は、当方が囑託しますので、別添納入告知書により即納金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記囑託請求書及び抵当権設定承諾書に印鑑証明書（発行日から1か月未満のもの）を添え、提出してください。

記

- 1 売払いをする国有財産の表示 合計 筆 m²
- 2 所有権の移転の期日 売払いの対価（即納金）の納入があった日
- 3 売払いの対価 金〇〇円（別添売払価格計算書のとおり）
- 4 対価の支払いの方法
 - (1) 売払代金のうち即納金〇〇円を 年 月 日までに別添納入告知書により納入すること。ただし、やむを得ない理由により即納金の納期限までに納入できないときは、即納金額について納期日の翌日から納期の日までの間年利5%の割合による延滞金を支払うこと。
 - (2) 残りの金額（以下「延納金額」という。）金〇〇円について、次の条件により延納の特約をし、それぞれ納付期限までに納入告知書により納入すること。

延納金額の納期及び金額、延納代金の支払方法は、年の $\left[\begin{array}{c} \text{四半期賦} \\ \text{半年賦} \\ \text{年賦} \end{array} \right]$ 払いとし、各納

付期限ごとに買受申込者が支払うべき延納代金及び延納利息（延納利率年〇〇%）並びにその合計額は次表による。

延納回数	納付期限	延納代金	延納利息	合計額	延納利息計算期間
延納第1回	年 月 日	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで
延納第2回	年 月 日				年 月 日から 年 月 日まで
延納第3回	年 月 日				年 月 日から 年 月 日まで
計					

(留意事項)

延納の利息は、残延納代金につき、前回納期の翌日から納付期限までの延納利率の割合による。

- (3) (2)の表にかかわらず、買受人は繰上償還申出書により随時延納代金の繰上償還（納付期限の繰上げ及び延納代金の一部繰上償還を含む。）を申出ることができます。

5 用途

6 延納の特約に係る条件

- (1) 買受人は延納代金及び延納利息を担保するため、別添記載の不動産に抵当権（第1順位）の設定に同意しなければなりません。
- (2) 地方農政局長が担保として提供された不動産につき、価格の減少その他の理由により担保価値が減少したことを認め、増担保又は代りの担保を請求したときは、買受人は、その請求に応じ遅滞なく増担保又は代りの担保を提供することとします。
- (3) 買受人が延納代金及び延納利息の一部又は全部を支払った後、担保の一部又は全部の解除を申し出た場合において、地方農政局長がこれを適当と認めるときは、担保の一部又は全部を解除します。
- (4) 次の各号の一に該当する事由が生じたときは、延納の特約は当然に解除されます。
- (ア) 買受人が支払い停止の状態に陥り、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (イ) 買受人が破産、民事再生開始、整理開始又は更正手続の申し立てを受け、若しくは自らこれらの申し立てをしたとき。
- (ウ) 買受人が合併によらないで解散したとき。
- (エ) 買受人について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認の申述をしたとき。
- (オ) 買受人が担保物件を滅失し、又はき損し、若しくは担保価値を減少させる行為をしたとき。
- (カ) 担保物件について強制競売又は競売の開始決定があったとき。

- (キ) 担保物件について滞納処分としての公売の公告があったとき。
- (5) 次の各号の一に該当する事由が生じたときは、地方農政局長は延納の特約を解除し、又は延納期限を短縮して、延納代金を繰り上げ徴収することができます。
 - (ア) 買受人の財産について、仮差押、又は強制競売若しくは競売並びに仮処分の申立てを受けたとき。
 - (イ) 買受人が滞納処分を受けたとき。
 - (ウ) 買受人が合併、資本の減少又は営業の譲渡をしたとき。
 - (エ) 担保物件について、訴の提起、裁判上の和解、又は調停の申立てがあったとき。
 - (オ) 買受人が本売払の条件に違反する行為を行ったとき。
 - (カ) 買受人が売払財産を転売したとき。
- (6) 農林水産大臣が前2項の規定により延納の特約を解除したときは、買受人は期限の利益を失い未払いの延納代金と当該金額に対して延納の特約の解除の日までの期間に相当する延納利息との合計額を一時に支払わなければなりません。
- (7) 買受人は、4に掲げる表の合計額欄に定める金額を、納付期限（4の(3)に定めるところにより納付期限を繰上げたときは繰上げ後の期限）までに支払わなかったとき、又は(6)に定めるところにより、納付すべき金額を指定する期限までに支払わなかったときは、延納代金について当該納付期限の翌日から支払う日までの期間につき年5%の割合による延滞金を支払わなければなりません。
- (8) 買受人は、延納の特約の期間中、(4)の(ア)から(カ)まで、又は(5)の(ア)から(ウ)までの各号の一に該当する事実が発生したときは、遅滞なく地方農政局長にその旨を報告するとともに、地方農政局長の指定する職員又は都道府県の吏員が行う調査を妨げないこととします。

7 その他売払いの条件

- (1) 4に定める即納金が納期限までに完納されたときは、売払財産は所有権移転の期日になんらの引渡手段を用いなくて、買受人に引渡されたものとする。
- (2) 買受人は、この売払通知書発行のときから、売払財産の所有権移転のときまでにおいて、当該財産が農林水産大臣の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には、売払いの対価の減免の請求をしないこと。
- (3) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。
- (4) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これら

の用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

- (5) 農林水産大臣は、買受申込者の(3)及び(4)に定める公序良俗に反する使用等に関して、農林水産大臣が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。
- ② 買受申込者は、農林水産大臣から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を農林水産大臣に報告しなければならないこと。
- ① 買受申込者は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。
- (6) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として農林水産大臣に支払わなければならないこと。
 - ア (5)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の1割に相当する額
 - イ (3)及び(4)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の3割に相当する額
- (7) 農林水産大臣は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。
- (8) 農林水産大臣は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、売払いを解除することができること。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (9) 農林水産大臣は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除をすることができること。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- (10) 買受申込者は、(8)各号及び(9)各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。
- (11) 農林水産大臣は、(7)から(9)までに定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還金には利息が付されないこと。

- ② 農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しないこと。
- ③ 農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。
- (12) 買受申込者は、農林水産大臣が (7) から (9) までの規定により解除権を行使したときは、農林水産大臣の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、農林水産大臣が売払物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができること。
- ② 買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として売払解除時の時価により減損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。
- ② 買受申込者は、第1項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、農林水産大臣の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を農林水産大臣に提出しなければならないこと。
- (13) 農林水産大臣は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(6)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。
- (14) 国は、(11)の第1項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が(6)に定める違約金又は(12)の第2項若しくは(13)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 欄外の「売払区分」は、売払相手が旧所有者等のときは「2項該当」、その他のときは「1項該当」と記入する。
- 3 買受申込者の(資格)及び本文の()部分は、「2項該当」の場合のみ記入する。
- 4 旧法第80条第2項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の6の(8)から(14)までの条件を削除することができる。
- 5 本様式中「地方農政局長」とあるのは、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

所有者の変更通知

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長 印
(都道府県知事)

従前あなたに貸付をしていた下記1の土地は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条の規定により、国がその買収前の所有者（又はその一般承継人）に平成 年 月 日付けで売払いを行いましたので通知します。

なお、平成 年 月 日までの使用料を別添納入告知書によって納入してください。

記

- 1 財産の表示 合計 筆 m²
- 2 売払相手方 住 所
氏 名 (ほか○名)

(記載要領)

- 1 施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 この通知は、売払いの対価（延納売払いについては即納金）の納入を確認してから送付すること。
- 3 売払相手方が一般承継人で、複数のときは、1名のみ住所及び氏名を記入し、他は人数のみを（ ）に記入する。

所有者の変更通知

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事 印

従前あなたに貸付をしていた下記1の土地は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条の規定により、国がその買収前の所有者（又はその一般承継人）に平成 年 月 日付けで売払いを行いましたので通知します。

なお、この土地には（公共用利用希望者）が（公共用途）の用に供するため使用したい旨申出がありますので、極力公用公共用の用途に使用されますよう御協力願います。

記

- 1 財産の表示 合計 筆 平方メートル
- 2 売払相手方 住 所
氏 名 (ほか○名)

(記載要領)

- 1 施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 この通知は、売払いの対価（延納売払いについては即納金）の納入を確認してから送付すること。
- 3 なお書きは、公共利用の希望がある場合にのみ記入する。
- 4 売払相手方が一般承継人で複数のときは、1名のみ住所及び氏名を記入し、他は人数のみを（ ）に記入する。

売払代金の支払いの催告書

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長 印

年 月 日付け第 号の国有財産売払通知書による売払いに対して、その代金の納期限からすでに相当日数を経過し、歳入徴収官から納入の督促を行ったにもかかわらず、なんらの連絡も受けてはおりません。

よって、上記通知書の6その他売払いの条件の(2)の原則に従って、この通知の日から〇か月以内に売払代金及び延滞金の納入がないときは、売払いを解除する予定です。その場合には、旧所有者等としての買受権は消滅することとなりますので、念のため申し添えます。

(記載要領)

- 1 施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 〇か月の期間は、通常6か月とするが、この予告による解除の日が売払通知書発行の日から通算して1年を超えることにならないよう留意すること。
- 3 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

売払解除通知書

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長 印

平成 年 月 日付け第 号国有財産売払通知書による下記国有財産の売払いは、同通知書の「6 その他売払いの条件の(2)」の定めに従い、これを解除します。

記

国有財産の表示 合計 筆 m²

(記載要領)

- 1 施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

所有者の変更通知の取消しについて

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付け第 号をもってあなたが使用中の土地の所有者が（売払い相手方氏名）になった旨通知しましたが、この度やむを得ない事情により売払いが解除され、再び国の所有となりましたので、再度売払いされるまでの間、先の貸付け（貸付書番号）を継続しますから御了知ください。

売払価格査定依頼書

番 号
平成 年 月 日

財務局長 殿

地方農政局長 印

別紙記載の（国有農地等） 件（計 筆 m²）は、旧農地法第80条第2項の規定により、買収前の所有者又はその一般承継人に売払うこととなったので、廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法第2条に定める売払いの対価を算定するため、下記により、当該土地の価格の査定を依頼します。

記

- 1 評価対象財産の表示 別紙のとおり
- 2 求めるべき価格
現況にかかわらず、使用収益を制約する権利（及び地上物件）が附着していない土地としての所有権の正常な売買における適正な価格
- 3 価格時点 平成 年 月 日（買受申込みのあった日）
- 4 現地確認の日時等
平成 年 月 日（変更の際は担当課長から連絡させる。）
（貴局の処理計画策定後、都道府県知事と打合せの上、別に定める。）
- 5 添付書類 位置図 枚
- 6 その他
 - (1) 当該土地の民間精通者の鑑定評価額については、現在当局において、鑑定依頼中であるから、後日（ 月 日ごろ）鑑定評価書を送付します。
 - (2) 数量は公簿面積によってください。（特に実測面積による必要があるときは、(1)と併せて実測図を送付する。）
 - (3) 価格評定の結果については、1件ごとにその土地の現地確認の日から2か月以内に通知してください。
なお、通知に当たっては、価格決定の理由、評価の手順、採用した資料等も付記してください。

別紙

評価対象財産の表示（国有農地等・開拓財産）

番 号	所在・地番	国有財産 台帳上の 地 目	数 量	45年相続税課 税標準概算見 積り額	備 考	
					管理区分	その他
				円		

(様式例第7号の7及び第7号の8に添付)

売 払 価 格 計 算 書

事 項	価 格	備 考
A 基礎とした価格 (㎡当たり)	円 (円)	財務省(財務局)及び不動産鑑定士の評価による平成 年 月 日現在における時価
B 特殊事情による修正価格	円	売払地の所在する地域における地域慣行の 権の割合 %に相当する額
C A-B (㎡当たり)	円 (円)	貸付相手方名 使用料年額 円

$$\text{算式} = A \text{ (又はC) の平方メートル単価(円)} \times \text{実測面積(㎡)} \times \frac{7}{10}$$

(留意事項)

この土地は、Cの備考欄の理由によって、価格の控除が行われたものであり、国の貸付相手方との貸付契約は、貴殿との間に存続するものであることを御了知ください。

(記載要領)

- 1 この様式は2部複写とし、1部を旧所有者等への売払通知書に添付する。
- 2 Cの備考欄に、当該土地の貸付け又は管理の状況と、Bを控除する理由を記入する。
- 3 鑑定評価が実測面積によって行われたときは、算式を

$$A \text{ (又はC) の総額} \times \frac{7}{10} \text{ とする。}$$

また、実測を要しないものとして公簿により評価し売払いするときの算式も同様とする。

- 4 留意事項は売払通知書に添付する場合に記入する。

延 納 申 請 書

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け国有財産買受申込書をもって買受けの申込みをした国有財産の売
払代金を納付するに当たって、延納による支払いをお願いしたいので、担保を提供して申請しま
す。

1 売払物件の所在等

物件の所在	区 分	数 量	売払予定価格	摘 要
	土 地			

2 即納できる額及び希望する延納の額等

即納金額 円
 延納金額 円 (回)
 延納利率 年〇〇%

3 希望する延納期限等

延納回数	納付期限	延納代金	延納利息	合 計	備 考
第 1 回		円	円	円	
第 2 回					
第 3 回					
第 4 回					
第 5 回					
計					

4 担保の種目、銘柄、種類及び数量（売払財産に対する抵当権による場合）

(1) 不動産

物件の所在	区分	数量	担保物件の 価格（時価）	担保設 定順位	先順位者があるときは担 保されている債権金額	摘 要
			円		円	

(2) 抵当権に優先する債権の額及び種類

- 5 売払代金を一時に支払うことが困難である理由
- 6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 2の延納利率は、普通財産取扱規則（昭和40年4月1日付、大蔵省訓令第2号）第17条の規定に定めるところによる。なお、この利率は変動することがあるので注意してください。
- 4 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とします。
- 5 1の売払予定価格は、都道府県知事又は地方農政局から内示された額を記入してください。
- 6 2及び3の金額は、下表により算出される額以上とし、延納回数は同表の延納期限の年数以内としてください。
- 7 4の(1)は、1と同一の物件とし、担保物件の価格（時価）は、1の売払予定価格の10/7の額を記入してください。なお、特にこれにより難しい場合には〇〇地方農政局構造改善課に申出てください。
- 8 5の理由は具体的に記載してください。

売払予定価格	延納期限	即納金額	納期限内の納付額					
			1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
60万円を超え180万円まで	1年以内	$\frac{\text{売払代金}}{5} + 48\text{万円}$ 以上	残額					
180万円を超え300万円まで	2年以内	同上	96万円以上	残額				
300万円を超え420万円まで	3年以内	同上	96万円以上	96万円以上	残額			
420万円を超え540万円まで	4年以内	同上	96万円以上	96万円以上	96万円以上	残額		
540万円を超え660万円まで	5年以内	同上	96万円以上	96万円以上	96万円以上	96万円以上	残額	
660万円を超えるもの	5年以内	同上	$\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上	$\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上	$\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上	$\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上	残額	